

協議第9号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて提出する。

平成15年4月17日提出

本荘由利一市七町合併協議会
会長 本荘市長 柳田 弘

慣行の取扱いについて

- (1) 市章については、新市において新たに制定するものとする。
- (2) 市民憲章、市の花、木、鳥、市民歌、宣言等については、新市において調整するものとする。
- (3) 表彰制度については、新市において新たな制度を創設するものとし、名誉市民等については、新たな表彰制度の中で調整するものとする。

平成 年 月 日確認

本荘由利一市七町合併協議会の調整内容

協 定 項 目	慣行の取扱い
関 連 項 目	<ol style="list-style-type: none">1 . 市 章2 . 市民憲章3 . 市の花、木、鳥4 . 市 民 歌5 . 宣 言6 . 表彰制度

調整内容	<p>1. 市章については、新市において新たに制定するものとする。</p> <p>2. 市民憲章、市の花、木、鳥、市民歌、宣言等については、新市において調整するものとする。</p> <p>3. 表彰制度については、新市において新たな制度を創設するものとし、名誉市民等については、新たな表彰制度の中で調整するものとする。</p>
------	---

関連項目	各 市 町 の 現 況			
	本 荘 市	矢 島 町	岩 城 町	由 利 町
市 章	<p>昭和 29 年 3 月 31 日制定</p>  <p>亀田藩の「亀」に本荘藩の「本」を配し、両藩の相互理解を図案化し、町章としたものを市章としたものである。</p> <p>6 辺の触角は、旧本荘町を中心に合併した 6ヶ村と、新市の躍進を表している。</p>	<p>昭和 43 年 12 月 1 日制定</p>  <p>矢島町の「ヤ」を図案化したもので、中心部の三角形は矢島を代表する樹木、杉を表わし、これを包む輪は団結と協調の精神を意味し、この二つの組み合わせで融和とのびゆく郷土矢島を表現している。</p>	<p>昭和 39 年 3 月 31 日制定</p>  <p>旧亀田町と道川村が合併し岩城町となった「い」の字を図案化し、町章としたものである。</p> <p>形状は、融和(心の和、人の和、人の輪)を示す円形とし、円の中心部に伸びた直線は町の躍進を表してる。</p>	<p>昭和 35 年 11 月 1 日制定</p>  <p>由利町の「由利」を百合の球根によつて図案化したもので、中心および左右の鱗片は、三ヶ村の合併と融和を意味し、かつ、百合の球根は年ごとに鱗片の数を増し成長するという、由利町の発展を力強く、簡明に表わしている。</p>

各 市 町 の 現 況				
関連項目	大 内 町	東由利町	西 目 町	鳥 海 町
市 章	昭和 32 年 6 月 30 日制定  <p>「大」「内」の共通なる図案化 中央矢印は森林の伸びゆくさまを もって大内町の発展を象徴し、三 つの先端は 3 ヶ村を表示、周囲の 偏心を以って形成された円は安定 した円満を表わす。</p>	昭和 46 年 7 月 23 日制定  <p>東由利の「ひ」を、飛鳥に図案 化し、町勢力の発展と、町民の協 和を表徴したもの。</p>	昭和 36 年 9 月 29 日制定  <p>西目町の「に」を図案化しても ので、外側の円は「し」を表し、 西目町の平和と町民の融和を意味 する。また、全体で「目」を表し、 横に太い線は力強い西目町の発展 を、そして右端の尾でとどまらず、 常に前進する動感を与えるよう意 図している。</p>	昭和 43 年 2 月 27 日制定  <p>三角形は「鳥海山」を表わし、 丸は和を意味するとともに全体的 には「鳥」をかたどり飛躍・躍進 するすがたを表現したものである。</p>

具 体 的 な 調 整 方 法	
市 章	合併後、新市において新たに制定するものとする。

調整内容	<p>1. 市章については、新市において新たに制定するものとする。</p> <p>2. 市民憲章、市の花、木、鳥、市民歌、宣言等については、新市において調整するものとする。</p> <p>3. 表彰制度については、新市において新たな制度を創設するものとし、名誉市民等については、新たな表彰制度の中で調整するものとする。</p>
------	---

関係項目	各 市 町 の 現 況			
	本 荘 市	矢 島 町	岩 城 町	由 利 町
市民憲章	<p>平成 6 年 11 月 2 日制定</p> <p>市制施行 40 周年を契機に、明るく住みよいまちづくりを推進するための市民共通の目標として制定</p> <p>一、私たちは、健康な体と思いやりの心を養い、進んで社会に役立つ人間になります。</p> <p>一、私たちは、鳥海山・子吉川・日本海を誇りとし、豊かな自然の保護に努めます。</p> <p>一、私たちは、芸術文化やスポーツに親しみ、教育の向上と産業の発展に努めます。</p> <p>一、私たちは、先人に感謝し、歴史と伝統を受けつぎ、活力ある郷土の建設に努めます。</p> <p>一、私たちは、明るい家庭と希望に満ちたまちをつくり、国際社会の平和と親善に努めます。</p>	<p>昭和 63 年 4 月 1 日制定</p> <p>矢島町は、輝かしい歴史と伝統をもち、秀峰鳥海の山なみと子吉川の清流とが織りなす美しい町です。</p> <p>わたしたちは、町民としての誇りを胸に、町をより豊かにたくましく発展させることをめざしてこの憲章を定めます。</p> <p>一、優しい心で助けあい、ぬくもりあふれる町をつくりましょう。</p> <p>一、自然の恵みを育て、心のやすらぎを町をつくりましょう。</p> <p>一、真心をこめて仕事に励み、栄え伸びゆく町をつくりましょう。</p> <p>一、学ぶ心を未来にひらき、文化の華さく町をつくりましょう。</p> <p>一、力を合わせて心身きたえ、健康で明るい町をつくりましょう。</p>	<p>昭和 50 年 7 月 27 日制定</p> <p>わたしたちの町は、先輩のつちかった輝かしい伝統と美しい自然に恵まれ、「若さと伝統」の調和を求めつつ、「海と山、緑と白砂」のゆたかな郷土を創造することが理想であります。</p> <p>わたしたちは、この理想に誇りをもって心の和、人の和、人の輪を広げ、みんなのしあわせを願い、くらしの誓いとしてこの町民憲章を定めました。</p> <p>一、たがいに助け合い 岩城を健康で明るい町にしましょう</p> <p>一、ふるさとに学び 岩城を文化のかおり高い町にしましょう</p> <p>一、自然をまもり 岩城を美しい環境の町にしましょう</p> <p>一、仕事にはげみ 岩城を豊かにのびゆく町にしましょう</p> <p>一、きまりを守り 岩城を楽しみ平和な町にしましょう</p>	<p>昭和 55 年 6 月 14 日制定</p> <p>由利町の町章は、百合の球根をもつて、町民の融和と町の発展を象徴しています。</p> <p>わたしたちは、この精神にもとづきながら、鳥海山、由利原、子吉川などのある恵まれた自然を愛し、郷土の平和と進歩をねがい、ここに町民憲章を定めて、その実践に努力します。</p> <p>一、善意と責任をもち、協力して住みよい環境をつくります。</p> <p>一、すすんで体をきたえ、健康で明るい生活をきずきます。</p> <p>一、仕事にはげみ、活力ある豊かな町づくりにつとめます。</p> <p>一、人格の向上をはかり、文化の香り高い風土をそだてます。</p> <p>一、先人の心に感謝し、ふるさとの歴史と美しさをまもります。</p>

各 市 町 の 現 況				
関連項目	大 内 町	東由利町	西 目 町	鳥 海 町
市民憲章	<p>昭和 39 年 7 月 10 日制定</p> <p>自然の恵み豊かな、平和な町、いよいよ開けゆく明るい町、それは、わたしたちの大内町です。</p> <p>わたしたち町民は、手をつなぎ力をあわせて心をつなげてこの祖先から受け継いだ愛する郷土をますますりっぱに造りあげたいと念願し、ここに大内町町民憲章を定めます。</p> <p>(1 章) 健康で勤労にいそしむ明るい町にしましょう。</p> <p>(2 章) 産業の開発と改善につとめ豊かな町にしましょう。</p> <p>(3 章) 教育を充実し教養を高め誇りうる文化町にしましょう。</p> <p>(4 章) 生活を合理化し近代的な新しい町にしましょう。</p> <p>(5 章) おたがいにいたわりあって楽しく生活できる平和な町にいたしましょう。</p> <p>(各章の内容省略)</p>	<p>昭和 59 年 9 月 1 日制定</p> <p>わたくしたちは、恵まれた自然と伝統豊かな東由利町民であることに誇りをもち、うるおいと活力あふれる郷土をつくるためこの憲章を定めます。</p> <p>一、人をいたわり 真心のふれあう町をつくりま</p> <p>一、自然を愛し 環境の美しい町をつくりま</p> <p>一、教育を深め 文化の香り高い町をつくりま</p> <p>一、身体をきたえ 健康で明るい町をつくりま</p> <p>一、仕事に励み 産業の伸びゆく町をつくりま</p>	<p>昭和 52 年 1 月 1 日制定</p> <p>わたくしたちは先人の努力をうけつぎ、町民としての誇りと責任をもち、住みよい西目町をつくるために、この憲章を守りま</p> <p>一、自然を活かし、美しい町をつくりま</p> <p>一、みんながたすけあい、楽しい町をつくりま</p> <p>一、健康で働き、豊かな町をつくりま</p> <p>一、きまりを守り、明るい町をつくりま</p> <p>一、教養を高め、文化の町をつくりま</p>	<p>平成 7 年 11 月 1 日制定</p> <p>郷土を愛し住みよく明るい町づくりを進めるための、私たちの共通目標として町民憲章を制定した。</p> <p>一、鳥海山の自然を愛し、誇りとして緑豊かな美しい町をつくりま</p> <p>一、いのちを大切に、健康で働き活力ある町をつくりま</p> <p>一、互いにいたわり合い、明るい家庭を築きぬくもりあふれる町をつくりま</p> <p>一、歴史と伝統を受けつぎ、よく学び文化いきづく町をつくりま</p> <p>一、心を世界にひらき、未来につながる平和で希望にみちた町をつくりま</p>

具 体 的 な 調 整 方 法	
市民憲章	合併後、新市において調整するものとする。

調整内容	<p>1. 市章については、新市において新たに制定するものとする。</p> <p>2. 市民憲章、市の花、木、鳥、市民歌、宣言等については、新市において調整するものとする。</p> <p>3. 表彰制度については、新市において新たな制度を創設するものとし、名誉市民等については、新たな表彰制度の中で調整するものとする。</p>
------	---

各 市 町 の 現 況					
関連項目	本 荘 市	矢 島 町	岩 城 町	由 利 町	
市 の 花 ・ 木 ・ 鳥	花	市の花 「花菖蒲」 (昭和37年制定)	町の花 「やまざくら」 (昭和63年4月1日制定)	町の花 無	町の花 「ユリ」 (昭和35年11月1日制定)
	木	市の木 「黒松」 (昭和45年制定)	町の木 「鳥海ムラスギ」 (昭和63年4月1日制定)	町の木 「黒松」 (平成12年8月26日制定)	町の木 「スギ」 (昭和46年制定)
	鳥	市の鳥 無	町の鳥 「やまばと」 (昭和63年4月1日制定)	町の鳥 「鷺」 (平成12年8月26日制定)	町の鳥 「ウグイス」 (昭和62年選定委員会指定)

各 市 町 の 現 況					
関連項目	大 内 町	東由利町	西 目 町	鳥 海 町	
市 の 花 ・ 木 ・ 鳥	花	町の花 「さつき」 (昭和 56 年 4 月制定)	町の花 「黄桜」 (昭和 63 年 12 月 9 日選定 委員会指定)	町の花 「はまなす」 (昭和 50 年 9 月 1 日指定)	町の花 「ツツジ」 (昭和 62 年制定)
	木	町の木 「スギ」 (昭和 56 年 4 月制定)	町の木 「桐」 (昭和 63 年 12 月 9 日選定 委員会指定)	町の木 「黒松」 (昭和 50 年 9 月 1 日指定)	町の木 「ブナ」 (昭和 62 年制定)
	鳥	町の鳥 無 (昭和 56 年 4 月制定)	町の鳥 無	町の鳥 「かもめ」 (平成 4 年 9 月 1 日選考 委員会指定)	町の鳥 「やまどり」 (昭和 62 年制定)

具 体 的 な 調 整 方 法	
市の花、木、 鳥、	合併後、新市において調整するものとする。

調整内容	<p>1. 市章については、新市において新たに制定するものとする。</p> <p>2. 市民憲章、市の花、木、鳥、市民歌、宣言等については、新市において調整するものとする。</p> <p>3. 表彰制度については、新市において新たな制度を創設するものとし、名誉市民等については、新たな表彰制度の中で調整するものとする。</p>
------	---

各 市 町 の 現 況				
関連項目	本 荘 市	矢 島 町	岩 城 町	由 利 町
市 民 歌 ・ 宣 言	市民歌	・ 町民歌 (制定日不詳)	・ 町民歌 (昭和 48 年制定)	・ 町民歌 (昭和 41 年 5 月 23 日制定)
	宣 言	・ 非核・平和都市宣言 ・ 福祉のまちづくり宣言	・ 非核・平和自治体宣言 ・ 暴力団追放についての決議 ・ 福祉のまちづくり宣言	・ 非核・平和自治体宣言 ・ 暴力追放宣言 ・ 福祉のまちづくり宣言

宣言については、各市・町で議案として可決されたもの、また、請願、陳情が採択されたもののうち一部を掲載した。

各 市 町 の 現 況				
関連項目	大 内 町	東由利町	西 目 町	鳥 海 町
市 民 歌 ・ 宣 言	市民歌	・町民歌 制定なし	・町民歌 (昭和50年9月1日制定)	・町民歌 (平成2年11月2日発表)
	宣 言	・非核・平和自治体宣言 ・暴力追放に関する決議 ・福祉のまちづくり宣言	・非核・平和宣言について ・暴力団追放について ・福祉のまちづくり宣言	・非核・平和西目町宣言 ・暴力団追放に関する決議 ・福祉のまちづくり宣言

具 体 的 な 調 整 方 法	
市民歌、 宣 言	合併後、新市において調整するものとする。

調整内容	<p>1. 市章については、新市において新たに制定するものとする。</p> <p>2. 市民憲章、市の花、木、鳥、市民歌、宣言等については、新市において調整するものとする。</p> <p>3. 表彰制度については、新市において新たな制度を創設するものとし、名誉市民等については、新たな表彰制度の中で調整するものとする。</p>
------	---

各 市 町 の 現 況				
関連項目	本 荘 市	矢 島 町	岩 城 町	由 利 町
表 彰	本荘市功労者顕彰条例 (平成6年3月25日)	矢島町表彰条例 (昭和54年12月20日)	岩城町顕彰条例 (昭和47年3月22日)	由利町功労者に関する条例 (平成5年12月24日)
	登録者 327名(現存者144名)	登録者 224名(現存者60名)	登録者 112名(現存者45名)	登録者 41名(現存者8名)
	本荘市名誉市民条例 (平成6年3月25日)			
	名誉市民 1名(現存者0名)	名誉町民 1名(現存者0名)	名誉町民 3名(現存者0名)	名誉町民 1名(現存者1名)

各 市 町 の 現 況				
関連項目	大 内 町	東由利町	西 目 町	鳥 海 町
表 彰	大内町顕彰条例 (昭和58年12月11日) 登録者 445名(現存者304名) 名誉町民 1名(現存者0名)	東由利町表彰条例 (昭和56年10月5日) 登録者 115名(現存者30名) 名誉町民制度 なし	西目町表彰条例 (昭和37年7月28日) 登録者 59名(現存者13名) 名誉町民制度 なし	鳥海町顕彰条例 (平成2年6月27日) 登録者 50名(現存者26名) 名誉町民 1名(現存者0名)

具 体 的 な 調 整 方 法	
表 彰	合併後、新市において新たな制度を創設するものとし、名誉市民等については、新たな表彰制度の中で調整するものとする。